

東日本国際大学経済経営学部

経済経営学科履修規程

（目 的）

第 1 条 本規程は、東日本国際大学学則（以下「学則」という。）第 3 2 条に基づき、
本学経済経営学部経済経営学科における授業科目（以下「科目」という。）の種類・
単位数及び履修方法等に関する必要事項を定める。

（学 期）

第 2 条 年間の授業は毎年度始めに定める学年暦（授業暦）によって行い、春学期（4
月～9 月）及び秋学期（10 月～3 月）の 2 学期とする。

（科 目）

第 3 条 科目は、学則第 2 5 条に基づいて開設し、各科目の種類と履修年次は別に定
めるカリキュラム表による。

第 4 条 科目によっては隔年開講とし、又は学期によって休講する科目もある。

（履修科目の登録）

第 5 条 履修科目は、指定された日時までに履修届により登録しなければならない。

2 登録していない科目は履修することができない。

3 すでに単位を修得した科目の登録、及び授業時間を重複しての登録はすべて無効
となる。

4 各学年における標準履修単位数は以下のとおりとする。

1 年次から 3 年次は 3 5 単位

4 年次は 1 9 単位

5 各学年における年間の総履修単位数については、4 6 単位を上限とする。

なお前年度 GPA3.7 以上の成績を収めた者は申請により、さらに 4 単位を登録するこ
とができる。ただし、「資格関連科目」及び集中講義科目の単位数は、この上限に
含めない。

また、特別な事情があるときは、この限りではない。

第 6 条 演習、実習及び卒業研究の履修については、前条第 1 項により登録すると

もに指定された諸届を提出しなければならない。

第7条 指定された日時までに履修科目の登録をしない者は、当該学期の修学の意味がないものとみなす。

第8条 履修者が予め定められている科目、及び選考等によって履修者が定められた科目については、定められたもののほか登録することができない。

（科目の履修）

第9条 科目は当該年次（学年）及び下級年次（学年）に配当されているものだけに限り履修することができる。

（外国語科目の履修）

第10条 外国語科目の履修は、次のいずれかとする。

1 次の科目①から③の中からいずれか1科目以上、④から⑥の中からいずれか1科目以上、合計2科目以上選択するものとする。

①英語ⅠA

②中国語ⅠA

③韓国語ⅠA

④英語ⅠB

⑤中国語ⅠB

⑥韓国語ⅠB

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生入試で入学したもの、またそれ以外の入試区分であっても日本語を第一言語としないものは、次の①から③の中からいずれか2科目以上、④から⑥の中からいずれか2科目以上、合計4科目以上選択するものとする。

①日本語ⅠA

②日本語ⅡA

③日本語ⅢA

④日本語ⅠB

⑤日本語ⅡB

⑥日本語ⅢB

ただし②と⑤の履修は、①および④を履修済みかもしくは履修登録の時点で日本語能力試験N2以上を取得していることを証明できるものに限る。また、③と⑥の

履修は、②および⑤を履修済みかもしくは履修登録の時点で日本語能力試験N 1以上を取得していることを証明できるものに限る。

3 削除

（資格講座科目及び教職科目の履修）

第11条 キャリア形成にかかわる学生の資格取得を支援する資格講座科目及び高等学校教諭1種免許状（公民・商業・情報）を取得するための教職科目を履修することができる。但し、資格講座科目及び教職科目の履修によって取得した単位は、卒業要件単位には含まれない。

（他学部開講科目の履修）

第12条 他学部にのみ開講されている科目の履修については、12単位を限度として当該学部長の許可を得て履修することができる。

2 他学部開講科目の履修によって修得した単位は、在籍する学部において卒業要件単位に含める。

3 修得単位は、同科目区分で認定する。

（進級要件）

第13条 2年次から3年次への進級に際しては、原則、次に掲げる要件を満たしていることを必要とする。

（1）修得単位数が40単位以上であること。

（2）下記必修科目の単位を修得していること。

①経済入門

②経営入門

（卒業に要する単位数）

第14条 卒業に要する科目の履修単位は、学則第39条に基づき、下記の科目を含み124単位以上とする。

（1）教養科目

必修7科目14単位及び選択必修2科目（第10条2項に定めるものについては4科目）4単位以上を含め30単位以上

（2）共通専門基礎科目

必修6科目12単位を含め20単位以上

(3) 専門科目

必修8科目20単位を含め46単位以上

(卒業研究の履修)

第15条 卒業年次における卒業研究は必修とする。但し、ここでいう卒業年次とは、当該年度の履修届出の科目をもって卒業に要する単位を修得する見込みのある年次とする。

(成績不良者)

第16条 成績不良者に対して学部長は、随時本人及び保証人に注意を与えることがある。

2 成績不良者として、次の基準を定める。

(1) 正当な理由なく当該年度に登録した履修単位数の2分の1を修得できなかった者

3 年間GPAが1.0未満なおかつ年間取得単位数が10単位を下回り、それが3年間続いた学生は、退学勧告を受ける。

(公認欠席)

第17条 忌引き(3親等以内)・伝染性疾患(学校保健安全法施行規則第18条等に規定する感染症)により公認欠席をする場合は、所定の用紙により科目担当教員に届け出なければならない。

2 実習・就職試験等で欠席をする場合、及び本学が認定した学生団体に所属する学生が関係教職員を通して所定の手続を経たのち、本学を代表して学外各種行事に参加するために欠席をする場合は、公認欠席とする。

3 公認欠席をする場合は、予め所定の用紙により関係教職員の承諾を得たうえで科目担当教員に届け出なければならない。

附 則

本規程は、平成19年4月1日から施行する。

本規程は、平成19年8月1日から施行する。

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

本規程は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第10条、第13条及び第14条については、平成22年度1年次

入学生から適用する。

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第10条及び第14条については、平成23年度1年次入学生から適用する。

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第14条については、平成24年度1年次入学生から適用する。

本規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第10条及び第14条については、平成25年度1年次入学生から適用する。

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第13条及び第14条については、平成29年度1年次入学生から適用する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第14条については、平成30年度1年次入学生から適用する。

本規程は、平成30年9月1日から施行する。

ただし、この規程の第5条4項については、全在籍者に対し平成30年度を基準年とし平成31年4月1日以降の履修登録から適用する。また、第16条3項については、平成30年度1年次入学生から適用し、それ以前に入学した在籍者については適用しない。

本規程は、平成31年4月1日から施行する。